

平成19年第2回教育委員会臨時会記録

平成19年5月29日（火）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成19年5月29日(火) 午前11時30分～午前11時41分

場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員代理 長者 大藏 雄之助
教育長 井出 隆安

欠席委員 委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 教担当 改部 革長 小澄 龍太郎
庶務課長 井口 順司 教企 育画 人課 事長 種村 明頼
教育推進課長 中村 一郎 学校適正配置 担当課長 徳嵩 淳一
済美教育センター所長 根本 信司 中央図書館長 原 隆寿
中央図書館次長 木浪 るり子

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第92号 杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第93号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第94号 平成19年度杉並区一般会計補正予算(第1号)

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案審議

議案第92号 杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条
例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案第93号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第94号 平成19年度杉並区一般会計補正予算（第1号）・・・・・・ 5

委員長 では、ただいまから第2回の教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、大藏委員にお願いいたします。

なお、本日、宮坂委員と安本委員とも、ご都合により欠席という突然の連絡が入っております。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり議案が3件となっております。すべての議案が、平成19年第2回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」に基づく、区長からの意見聴取案件となっております。したがいまして、同法律の第13条により、本日の会議を非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、本日の会議は非公開といたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第92号「杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を上程し、審議します。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第92号「杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

この条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、1つ目として、杉並区職員の給与に関する条例、2つ目として、同じく職員の育児休業等に関する条例、3つ目として、幼稚園教育職員の給与に関する条例、4つ目として、学校教育職員の給与に関する条例、以上の4つの条例において、所要の規定整備をするために行うものでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律につきましては、新たに育児短時間勤務制度を創設したこと等に伴い、改正されたものでございます。

4つの条例においては、新たな内容を規定するものはございませんが、引用しております地方公務員の育児休業等に関する法律の条文構成が変わりましたので、これに伴い引用条項を改正するものでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

委員長 はい、わかりました。

では、ご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

特にございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第92号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第92号は原案どおり可決いたします。

ありがとうございました。

次に、日程第2、議案第93号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長、同じくご説明をお願いします。

庶務課長 議案第93号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

この条例改正は、本年4月に、雇用保険法の一部が改正されたこと等に伴い改正するものでございます。

具体的には、条例の新旧対照表に基づきましてご説明をいたしたいと思っております。

初めに、新旧対照表の1ページの方に、第9条の3というのがございます。こちらの方を改正しておりますけれども、この規定は、給料月額の変額改定以外の理由により、給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例を定めたものでありますが、降格等があった場合の退職手当の基本額について、適用関係をより明確にするために改正するものでございます。

続きまして、おめくりをいただきまして2ページ、こちらの方に第15条というのがございます。この第15条の改正につきましては、この規定は失業者の退職手当を定めたものでございます。今般の改正は、雇用保険の基本手当の支給資格要件が、雇用保険法の改正により改められたことに準じまして、失業者の退職手当の支給要件を原則、勤務期間12カ月以上に改めるものでございます。

法改正に伴う規定の整合を図るものとしてご理解をいただければと思っております。

また、同じく15条につきましては、おめくりをいただきまして、6ページに15条の第13項というのが規定されてございます。この第13項におきましても改正をしておりますが、これは、船員保険法の一部が改正され、船員保険制度の失業保険部分が雇用保険制度に統合されることに伴いまして、規定整備をするものでございます。

最後に、施行期日につきましては、失業者の退職手当の支給要件の改正は、平成19年10月1日から、船員保険法の改正に伴う規定整備は平成22年4月1日から、その他は公布の日から施行することとしております。

議案の朗読は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

委員長 はい、わかりました。

では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第93号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第93号は原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第3、議案第94号「平成19年度杉並区一般会計補正予算(第1号)」を上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 議案第94号「平成19年度杉並区一般会計補正予算(第1号)」について、ご説明をいたします。

今回の補正予算は、準骨格予算として編成いたしました当初予算に加えまして、緊急性を要する2事業の予算において、追加補正をするものでございます。

初めに、「エコスクールの推進」につきましては、既存校のエコスクール改修において、環境建築専門家による標準設計仕様や改修計画の検討を行うための費用、それから、さきにご報告いたしましたエコスクール化検討懇談会、こちらの方は既に提言が出ておりますけれども、こちらの方を改めて継続いたしまして、環境教育のあり方等について検討をするための費用、さらには、若杉小学校と杉並第五小学校の統合進行と、松溪中学校の改築の実施設計に際しまして、環境建築専門家による指導助言を受けるための費用を新たに計上するものでございます。

続きまして、「体育施設維持管理」につきましては、松ノ木運動場の野球場におきまして、昨年からは、軟式野球のボールが飛ぶボールに変わったことに伴いまして、このところフェンスを越える打球がふえているという実情がございます。

そういう中で、事故防止のために、防球ネットをかさ上げするために、そのための工事費用を計上しているものでございます。

両事業により補正する予算額につきましては、記載のとおりでございます。

説明については以上でございます。

委員長 はい、わかりました。

では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第94号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第94号は原案どおり可決いたします。

予定されました日程は、これですべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

どうもありがとうございました。